

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
第三 特定計画制度の推進

I 第三-1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

39	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	「広域的な保護管理」と「都道府県境を越えて生息する地域個体群を対象とした保護管理」との関係をさらに整理し、都道府県境をまたぐ地域個体群の一部は、実施計画で対応することができるようにするべき。	広域的な保護管理については、隣接する都道府県を越えるような場合が該当します。また、実施計画は特定計画域内の市町村等を対象にしています。
40	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	広域協議会の構成メンバーとして自然保護団体の参加が明記されているが科学委員会には、自然保護団体の記述がない。自然保護団体も加えるべきである。(計3件)	広域協議会の構成についてはI第三-1(1)③において記述しています。また、科学委員会を構成する者は専門的知見に基づき選ばれべきものと考えます。
41	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	五年ごとのフィードバックでは、細かな情報が伝達されないので、一年ごとに実施内容、簡単な結果をとりまとめ、フィードバックすべき。	制度的な見直しにおいては5年程度の期間が適当と考えます。
42	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	国は広域指針作成に関係する資料も公開すべき	広域指針作成に関する資料は協議会等において検討され、この中で公開されるものと考えます。
43	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	広域指針が作成されない場合の措置の主語を明確にすべき	原文にあるとおり、関係する都道府県等の連携や情報の共有等により行われるものと考えます。
44	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	広域協議会の構成を「構成されるものとする」とすべき。	対象により構成は変更されることがあると考えます。

45	1 広域的な鳥獣保護管理 (1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方	I 第三一 1 (1) (11P) 「数の調整」が意味が不明確、「個体数の調整」ではないか。	ご指摘を踏まえて、「特定鳥獣の数の調整」と修正します。
I 第三一 1 広域的な鳥獣保護管理 (2) 技術マニュアル等の整備			
46	1 広域的な鳥獣保護管理 (2) 技術マニュアル等の整備 (計3件)	これまでの技術マニュアルは、インターネットで公開されてこなかったが、ワーキンググループにおける議論で、公開すると明言されていることから、インターネットで公開する旨、明記すべきである。	現在、カワウを除き改訂作業中ですが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
47	1 広域的な鳥獣保護管理 (2) 技術マニュアル等の整備	I 第三一 1 (2) および (3) (11P) 内容が広域的鳥獣保護管理に限定されないもののように思われる。第三一 1 から独立させるべきではないか。	広域的な鳥獣保護管理に限定されるものではありませんが、深く関連しているものと考えます。
I 第三一 2 地域における取組の充実 (1) 実施計画の作成の推進			
48	2 地域における取組の充実 (1) 実施計画の作成の推進	都道府県は、関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、「速やかに捕獲情報を都道府県に報告し」、「特定計画に定められた目標数の達成を図られるよう、また捕獲上限数が超過しないように、必要な指示を行うものとする。」と「」内を追加する。 (計19件)	ご指摘の趣旨は、原文にある必要な指示の中に含まれると考えます。また、捕獲許可権限を市町村長に委譲した場合の許可事務の執行状況報告については、II 第四一 1 (5) に記述しています。
I 第三一 4 入猟者承認制度			
49	4 入猟者承認制度	「入猟者承認制度」は「特定計画の実施とあわせて活用を図るものとする」という表現は、特定計画の対象外の鳥獣についてこの制度を用いることを禁じているようにも読めるが、そうであるとすれば反対。	入猟者承認制度は特定計画の効果的な実施に資するものであると考えますが、特定計画対象外の鳥獣について禁じているものではありません。

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項		
第四 人材育成・確保		
I 第四-1 人材育成・確保 (1) 基本的な考え方		
1 人材育成・確保 50 (1) 基本的な考え方	人材の確保は、当初、国家資格など資格制度をクリアした人材を求められていた。国家資格が難しいのであれば少なくとも「資格制度の検討」をどこかに明記すべきである。 (計2件)	ご指摘の趣旨については、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みとして記述しています。
I 第四-1 人材育成・確保 (2) 確保を図るべき人材等		
1 人材育成・確保 51 (2) 確保を図るべき人材等	求められている人材は、特定計画のみならず広く野生鳥獣の問題に対して対処できる人材のはずである。「特定計画等」とはせず「鳥獣の保護管理等」とすべきである。 (計2件)	特定計画等の内容には鳥獣保護管理について含まれていると考えます。
I 第四-2 研修等による人材育成 (1) 全国的な視点からの研修		
2 研修等による人材育成 52 (1) 全国的な視点からの研修	タイトルが「全国的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする」とされているが、タイトルというより本文のような印象を受ける。適切なタイトルに改めるべきではないか。同(2)も同様。	全体の表現に合わせて記述するように見直します。
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項		
第五 鳥獣保護区の指定及び管理		
I 第五-3 環境教育等の推進		
3 環境教育 53 の推進	環境教育が誰を対象にしているのか判然としないが、子供に説明できる施策をとってほしい。ただ「飢えておりてきたから殺す」という教育はしたくないが、これ以外の方法はこの指針案には見当たらない。	本指針案では、鳥獣保護管理の基本的な考え方である個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施することについて記述しています。
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項		
第六 狩猟の適正化		
I 第六-1 基本的な考え方		
1 基本的な 54 考え方	鳥獣の科学的・計画的な保護管理「のためには、適正に狩猟が行われることが重要であり、(略)狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等を客観的に検証していく必要がある。」と「」内のように修文する。 (計18件)	ご指摘を踏まえてI第六-1の第1段落を以下のように修文します。なお、効果に関する検証は特定計画におけるモニタリングにおいて実施されるものと考えます。 (原文) 狩猟の鳥獣保護管理における公共的な役割が今後とも期待される。 (修正) 適切な狩猟が鳥獣保護管理に果たす公共的な役割が今後とも期待される。

55	1 基本的な考え方	「狩猟の適正化」の説明は抽象的にすぎず。	狩猟の適正化の内容については1 基本的な考え方に示しています。
56	1 基本的な考え方	ハンターの数を増やすことは動物の数を減らす手段として不適切。 (計2件)	鳥獣保護管理に資する資質を有する狩猟者の育成・確保に努めることとしています。
57	1 基本的な考え方	「有害鳥獣駆除」の影響を憂慮し、そうなる前に防止すべきである。	鳥獣保護管理の基本的な考え方は、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施することであると考えています。
I 第六-3 網猟とわな猟の適切な実施			
58	3 網猟とわな猟の適切な実施	「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けるとには反対です。 (計5件)	免許の区分により専門性が高まり、狩猟者の資質の向上等につながるものと考え、法律を改正しています。
59	3 網猟とわな猟の適切な実施	くくりわな、トラバサミの禁止を加えるべき。 (計2件)	的確な審査のもとで行われる鳥獣の捕獲においては使用の必要性があると考えます。
60	3 網猟とわな猟の適切な実施	網猟とわな猟免許に分離することは、希少な鳥獣の錯誤捕獲を妨げることもならない。簡単に取得できる分離免許実施は結果保護よりも狩猟支援になる可能性が高い。 (計7件)	猟具についての専門性を高めるとともに、鳥獣による被害対策のためにも必要と考えます。
61	3 網猟とわな猟の適切な実施	有害ではない鳥の捕獲が繰り返されてしまう防鳥ネットについては、その使用規制を設けるべきである。また、錯誤捕獲を装った野鳥の違法な捕獲に対しては罰則を設けるべきである。	被害防除のために防鳥ネットは必要と考えますが、その適正な利用についてさらに検討が必要と考えます。
I 第六-4 狩猟者の確保			
62	4 狩猟者の確保	誰が講習を行うのか主語がない。国が行うのであれば国と明記すべきである。 (計2件)	鳥獣法第51条第4項に示す都道府県知事が行う講習を念頭に置いて記述しています。
63	4 狩猟者の確保	狩猟者やその団体に属する方達の、人間性の重要性を重視していただきたい。	現行の鳥獣法において、自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がない者又は著しく低い者は、免許の受験資格がなく、免許も与えられないこととなっています。
64	4 狩猟者の確保	一般の狩猟者ではなく、獣医師もしくは県庁職員の狩猟者の確保	狩猟者の一層の資質向上について取り組みを進めることとしています。

65	4 狩猟者の確保	食害が増えているから狩猟者を増やすというのはあまりに短絡的であり、一方的である。山を荒廃させ、鳥獣の「生息環境を悪化」させたのは人間である。まず「生息環境の改善」をはかることこそ、環境省の仕事ではないのか。	鳥獣保護管理の基本的な考え方は、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に実施することであると考えています。
66	4 狩猟者の確保	環境省は狩猟者の確保ではなく、狩猟者のモラルを向上させる方向に働きかけるべきである。 (計5件)	鳥獣保護管理に資する資質を有する狩猟者の育成・確保に努めることとしています。
I 第六ー5 鳥類の鉛中毒の防止			
67	5 鳥類の鉛中毒の防止	鉛弾の使用を早急に禁止していただきたい。有害な鉛が自然環境に放置されることは、環境へ与える悪影響が心配される。特に、酸性雨による漏出で影響が出る恐れがある。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
68	5 鳥類の鉛中毒の防止	鳥類の鉛中毒の防止を図るため、すみやかに無毒性の代替弾への切り替えを実施し、鉛弾の使用、流通、所持を禁止する。と修正すべき。 (計11件)	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
69	5 鳥類の鉛中毒の防止	次の文を追加すべき。 「無毒性の代替弾への切り替えについては、国内無流通の小粒散弾等の流通改善をはかるため、環境省が主導となり関連業界と協力するものとする。」	ご指摘を踏まえてI第六ー5を以下のように修文します。 (原文) 無毒性の代替弾への切り替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど～ (修正) 関係行政機関及び団体が連携して無毒性の代替弾への切り替えや捕獲した鳥獣を山野等へ放置しないなど～
I 第七 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項			
70		「傷病鳥獣の取扱」の説明で、「鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及に資するため」とあるが、「鳥獣の野生復帰」はなぜ必要であるのかの説明がない。また、「鳥獣保護思想」も、どういう意味で、どうして普及が必要なのかの説明されていない。にも関わらず、これらに「資するため」と書くべきではない。	鳥獣の野生復帰についてはII第十一ー8の傷病鳥獣の項目に記述しています。なお、傷病鳥獣保護と鳥獣保護思想については現行基本指針においても記述しており、原文通りが適当と考えます。
71		「傷病鳥獣」の名称を適切な名前に変更すべきである。現場で保護される個体は、「傷病」個体は少数で、多くはみなしごとである。「傷病鳥獣」と呼ぶべきは、油污染事故の被害動物程度である。この項の見出しを「鳥獣（野生動物）救護」とすべきである。 (計2件)	傷病鳥獣の名称については既に定着しており、原文通りが適当と考えます。また、収容等に関する考え方はII第十一ー7において記述しています。

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止

72	「鳥獣への安易な餌付け」により、生態系や人間にも様々な影響が出ることは理解しているが、「観光等に利用するための餌付けまで画一的に禁止される事がないようにきちんと取りはからっていただきたたい。北海道において、絶滅危惧種であるシマフクロウは宿泊客が与える餌により順調に繁殖している例がある。マナーを守っての行為も禁止の対象とする必要はない。	餌付けについては、鳥獣の生息状況への影響や、鳥獣による被害を誘引することがないように十分に配慮する必要があると考えます。
73	「鳥獣の安易な餌付けの防止」の説明に、安易ではない適正な例として、「希少鳥獣の保護のために行われる給餌」を記述しているが、もう少し詳しく詳しく記述すべきでないか。どこまでが適正でどこまでが安易かの線引きは単純でも明確でもない。	基本指針としては原文通りが適当と考えますが、安易な餌付けについてはご指摘のような考え方もあるため、具体的には個別の事例により判断することが適切と考えます。
74	希少動物の保護のために行われる給餌、また人の居住地域を保護するための植林で給餌等の、環境・鳥獣保護と人と安全を確保するための事例を除き、とすべき。	食餌木の植栽は今回の安易な餌付けの内容とは整理していませんが、ご指摘の趣旨については今後の検討課題と考えます。
75	生ゴミや未収穫作物の突然の撤去などは、鳥獣に襲われる危険があり、人や鳥獣の安全に配慮したものでなければならず、撤去方法や時期などを十分に検討し、指導すること。	ご指摘の趣旨を踏まえてⅠ第八の第3段落を以下のように修正します。 (原文) 安易な餌付けが行われることのないよう、地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。 (修正) 安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。
76	ツキノワグマの大量出没年における、一部の市民団体による「クマの保護」のための国内外来ドングリの散布は実質的に「餌付け」であり、菌止めになるよう批判的に言及すべきである。	個別の行為の位置付けについてはそれぞれ検討すべきものと考えますが、問題点の抽出や共有化等に関係者で行うことも必要と考えます。

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第十 人獣共通感染症への対応

77	人獣共通感染症の調査を強化されたい。昨今、新しく問題となる感染症は、人獣共通感染症が多い。これについては、地道な調査を必要とされるといわれる。野生生物（ほ乳類、鳥類）の保有する病原体の調査を強化する必要がある。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、傷病鳥獣の救護個体の感染症の有無等に関する情報収集については、Ⅱ第十一に記述しています。
----	---	---